

～国際貢献の取組みを通じたビジネス展開に向けて～

「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム」設置要綱

(名称)

第1条 本組織の名称は、「福岡市 国際ビジネス展開プラットフォーム」(以下「本会」という。)とする。

(目的)

第2条 本会は、福岡市が実施する国際貢献・国際協力の取組みを通じて、官民連携による海外事業案件の受注や地場企業等のビジネス機会の創出を図り、もって、海外の都市問題解決と地域経済の活性化に繋げることを目的とする。

(機能及び活動内容)

第3条 本会の担う機能は、官民双方向の情報発信・共有及び案件受注のためのコーディネーター機能とし、福岡市は具体的な取組みとして、以下に掲げる活動を行う。

- (1) セミナーや交流会の開催及びメール等による情報発信・共有
- (2) 海外事業案件のスキーム構築や事業化に係る支援及び対象国等への企業 PR 支援
- (3) 国際貢献を通じた対象国との更なる信頼関係構築による海外ビジネス展開支援
- (4) その他前条に定める目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 本会は、福岡市、第2条に定める目的に賛同する企業等(以下「会員」という。)及び協力団体をもって組織する。

(入会及び退会)

第5条 本会への入会を希望する企業等は、登録申込書(様式第1号)を事務局に提出し、登録を受けなければならない。

2 会員は、退会届(様式第2号)を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(対象とする主たるビジネス分野)

第6条 本会は、福岡市が実施する国際貢献・国際協力の取組みを基盤としつつ、官民が連携する意義として、福岡市がノウハウや強みを持つ「上水道」「下水道」「環境」分野のインフラ整備に係るビジネスを主たる対象として取り扱う。

(事務局)

第7条 本会の事務局は、福岡市経済観光文化局投資交流推進部国際経済企画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は、福岡市が別途定める。この場合において、必要に応じて「福岡市国際貢献・ビジネス推進会議」に諮り、その内容を決定する。

附 則

この要綱は、平成26年10月9日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 4月1日から施行する。